平成１７年（フ）第４６号
熊本県八代市郡築二番町133番地１
破産者　有限会社穐本鉄工
１　期日　平成21年11月24日午後４時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２８９号
愛知県高浜市屋敷町５丁目３番地25
破産者　井上　英明
１　期日　平成21年11月30日午後４時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第４１２６号
大阪府茨木市南安威２丁目５番37号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市蛍池中町３丁目２番１号
破産者　株式会社ネクストクリエイト
１　期日　平成21年12月11日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第９８５号
熊本県水俣市汐見町１丁目２番30号
破産者　宮島　洋子
異議申述期間　平成21年12月10日まで
平成21年10月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１１１０号
熊本市出水６丁目15番35号、前住所熊本県天草市牛深町1126番地10
破産者　中野　俊逸
異議申述期間　平成21年12月10日まで
平成21年10月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１１２２号
熊本市新生２丁目５番18号
破産者　株式会社丸真工務店
異議申述期間　平成21年12月10日まで
平成21年10月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５７号
福岡県太宰府市五条２―20―32　ソルベルデ五条402、破産手続開始決定時の住所福岡市南区柏原３丁目１番12―１号
破産者　深堀　　孝
異議申述期間　平成21年12月16日まで
平成21年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第６８号
福岡県直方市殿町16番２号、開始決定時の住所福岡県宮若市稲光193番地
破産者　岩﨑　和隆
異議申述期間　平成21年12月21日まで
平成21年10月19日　福岡地方裁判所直方支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２０３９号
福岡市城南区別府２丁目21番22―502号
破産者　清水　幸男
免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
平成21年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３０３３号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番５号
清算株式会社　堀江繊維株式会社
代表清算人　吉田　　肇
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第１２号
徳島市万代町５丁目75番地６
清算株式会社　株式会社万代不動産
代表清算人　内藤　　理
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第５号
長崎市田中町596番地１
清算株式会社　長崎アサヒ販売株式会社
代表清算人　矢島　康晴
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所

監 督 命 令

平成２１年（再）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番９号
再生債務者　協同組合日専連静内
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目　パシフィックレジデンス大通公園２階　中山博之法律事務所　弁護士　谷口晃太朗
平成21年10月16日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２１年（再）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番９号
再生債務者　協同組合日専連静内
代表者代表理事　船越　秀夫
１　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月８日から平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第５０号
大阪市平野区加美東２丁目２番28号、商業登記簿上の本店所在地大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―812号
再生債務者　和光化学工業株式会社
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月26日から平成22年２月９日まで
５　社債権者等の議決権の行使に関する制限　再生債務者が発行した民事再生法第169条の２第１項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合、当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第３項の場合を除く。）でなければ行使することができない。
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の一般調査期間変更

平成２１年（再）第１号
岩手県大船渡市日頃市町字長安寺92番地６
再生債務者　株式会社杉山組
一般調査期間　平成21年11月10日から平成21年11月24日まで
平成21年10月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１５号
愛知県豊田市中立町井ノ向７番地１
再生債務者　株式会社京和
１　決議に付する再生計画案　平成21年９月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成21年11月24日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月17日
平成21年10月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第６号
横浜市港北区新横浜２丁目17番19号
再生債務者　横浜エレクトロン株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年７月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月20日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年10月16日
横浜地方裁判所第３民事部